

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構について

・目的

当法人は、スポーツ法の透明性を高め、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、個々の競技者と競技団体等との間の紛争の仲裁又は調停による解決を通じて、スポーツの健全な振興を図ることを目的とする。(定款第3条)

・設立経緯

1996年 (財)日本オリンピック委員会(以下、JOCとする。)、(財)日本体育協会(以下、JASAとする。)が中心となって「アンチ・ドーピング体制に関する協議会」の設立

1998年1月 報告書「我が国におけるアンチ・ドーピング体制について」の提出

1999年12月 JOCに「スポーツ仲裁研究会」の設置

世界的にドーピングに対する規制を強化していく動きに伴い、その過程で発生することが予想されるドーピング違反の制裁決定等に対する不服申立機関の必要性を唱える動きがあったため。

2000年 スポーツ仲裁裁判所(CAS、スイスローザンヌ)に千葉すず選手が(財)日本水泳連盟に対し仲裁申立てを行った。(※1)

2002年8月 JOC、JASA、(財)日本障害者スポーツ協会(以下、JSADとする。)の3団体からの委員を含む「日本スポーツ仲裁機構創設準備委員会」による検討。

2003年4月7日 法人格のない団体として「日本スポーツ仲裁機構」設立

2007年12月 スポーツ仲裁裁判所に我那覇和樹選手が(社)日本プロサッカーリーグに対し仲裁申立てを行った。(※2)

2009年4月1日 「一般財団法人日本スポーツ仲裁機構」設立

※1 千葉すずは、2000年4月に行われた代表選考会でオリンピック代表参加標準A記録を突破して優勝していたが、同年開催のシドニーオリンピックの競泳日本代表選手から落選したため、(財)日本水泳連盟(以下、日本水連とする。)を相手方としてCASに仲裁を申立てた。結果的に、千葉の請求を退ける判断をしたが、CASは「日本水連が選考基準を適切に告知していれば、提訴は避けられた」として、日本水連に対し千葉の仲裁費用の一部の支払いを求めた。この事案は、JSAA設立前にCASでの紛争解決に合意したために、仲裁費用等莫大な金額が両当事者にかかり、また競技団体の選手選考基準が曖昧だったことが問題となった。

※2 (社)日本プロサッカーリーグ(以下、Jリーグとする。)のチームである川崎フロンターレ所属の我那覇和樹が2007年4月、風邪で体調を崩し、チームドクターから静脈注入(点滴)を受けた。Jリーグはこれをドーピング禁止規程違反と判断し、我那覇に出場停止、川崎フロンターレに制裁金を科した。その処分に不服として同年11月、チームドクターからJSAAに仲裁申立てが行われたが、Jリーグは仲裁申立に合意をしなかったため、仲裁は不成立に終わった。その後、同年12月我那覇がJSAA又はCASでの仲裁申立てを希望することを表明し、我那覇とJリーグはCASでの仲裁に合意をし、手続きが進められた。本事案は、日本でのヒアリングを経て、2008年5月にCASが我那覇の請求を認める決定をだした。この事案は、JSAAの仲裁に合意せず、CASの仲裁に合意をしたために、両当事者に対する金銭的負担は莫大なものとなり、アスリートの負担が大きくなり、そのためアスリートから不服申立てを行う機会を逸しているといったことが問題となった。

事業概況

1. スポーツ仲裁・スポーツ調停事業

年間 20 件ほどの相談があり、2008 年度は仲裁 3 件、調停 3 件の申立てがあった。

2. 説明会事業

競技団体に対し、スポーツ仲裁及びスポーツ調停について説明し、競技団体が仲裁合意を自動的に受けるよう、理解してもらうために開催している。

3. 研究会事業

スポーツ仲裁法研究会：仲裁人候補者・調停人候補者向けに年 2 回（1 回関東、1 回関西）研究会を行っている。

ドーピング仲裁研究会：ドーピング紛争に関する仲裁判例を研究するために設置され、2008 年度に報告書を作成。2009 年度も引き続きワーキンググループは実際に判例研究を行っている。

4. シンポジウム事業

当法人の活動及びスポーツ関連紛争の解決と予防の重要性についてアスリートを始め広く一般の方々に周知すべく「スポーツ仲裁シンポジウム」を開催している。

第 6 回 2010 年 3 月 17 日 京王プラザホテル（予定）

CAS（スポーツ仲裁裁判所）事務総長である Matthieu Reeb 氏を招聘し、CAS の現状等を一つでも多くのスポーツ団体の方たちに理解してもらうシンポジウムを開催予定

役員名簿（50 音順）

2009 年 4 月 14 日現在

| | |
|-----------|------------------------------|
| 評議員会長 | 藤井正雄（弁護士・元最高裁判所判事） |
| 評議員 | 青山善充（明治大学教授・法科大学院協会理事長） |
| | 市原則之（財団法人日本オリンピック委員会専務理事） |
| | 梶谷 剛（弁護士・元日本弁護士連合会会長） |
| | 伍藤忠春（財団法人日本障害者スポーツ協会副会長） |
| | 早田卓次（特定非営利活動法人日本オリンピック協会理事長） |
| | 森 正博（財団法人日本体育協会副会長） |
| 代表理事（機構長） | 道垣内正人（早稲田大学教授・弁護士） |
| 理事 | 板橋一太（財団法人日本オリンピック委員会専務理事） |
| | 上柳敏郎（弁護士） |
| | 岡崎助一（財団法人日本体育協会専務理事・事務局長） |
| | 荻原健司（参議院議員） |
| | 小幡純子（上智大学法科大学院長） |
| | 佐藤直子（社団法人日本プロテニス協会） |
| | 野口美一（日本車椅子バスケットボール連盟会長） |
| | 吉田秀博（財団法人日本障害者スポーツ協会専務理事） |
| 監事 | 川原 貴（国立スポーツ科学センター統括研究部長） |
| | 辻居幸一（弁護士） |
| 顧問 | 上田宗良（社団法人日本ホッケー協会最高顧問） |
| | 菅原哲朗（弁護士） |
| | 福島忠彦（日本生命保険相互会社顧問） |

表1 JSAA 取扱事案数

| 年度 | AP | | | 仲裁不 応諾事 案数 | DP | | MP | | | 他の解 決手段 を利用 した事 案 | その他 の相談 事案 | 取扱事 案総数 |
|------|-----------|-------------------|-------------------|------------------|---------------|-----------------|-----------------|------------------|---|-------------------------------|------------------|------------|
| | 仲裁申立受理事案数 | | 仲裁申 立取下 事案数 | | 仲裁申立受 理事案数 | 調停申立受理事案数 | | 調停不 応諾事 案数 | | | | |
| | 仲裁判 断数 | 仲裁申 立取下 事案数 | | | | 和解成 立事案 数 | 調停不 調事案 数 | | | | | |
| 2003 | 3 | 3 | 0 | 2 | | | | | | 2 | 5 | 12 |
| 2004 | 2 | 2 | 0 | 1 | | | | | | 1 | 8 | 12 |
| 2005 | 2 | 1 | 1 | 0 | | | | | | 4 | 9 | 15 |
| 2006 | 1 | 1 | 0 | 0 | | | 0 | 0 | 0 | 2 | 8 | 11 |
| 2007 | 0 | 0 | 0 | 2 | | | 1 | 0 | 1 | 3 | 6 | 13 |
| 2008 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 1 | 18 | 25 |
| 2009 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 17 |
| 合計 | 11 | 9 | 1 | 5 | 2 | 2 | 3 | 2 | 1 | 2 | 69 | 105 |

(注1) 2009年の件数は、2009年11月30日まで。

(出所) 事業報告書

(注2) 当機構に相談があったが、その後仲裁や調停手続きによらず、当事者の合意や話し合い等によって解決した事案

AP：スポーツ仲裁規則による仲裁手続

DP：ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則による仲裁手続

MP：特定調停合意に基づくスポーツ仲裁（和解あつせん）規則に基づく調停手続

表2 スポーツ仲裁自動受諾条項の採択状況（2009年7月31日現在）

| | 採択済 | 未採択 | 不明 | 合計 | 採択率(%) |
|---------------|-----|-----|----|----|--------|
| JOC・JASA | 2 | | | 2 | |
| JOC加盟・準加盟等団体 | 26 | 22 | 6 | 54 | |
| JASA加盟・準加盟等団体 | 3 | 8 | 3 | 14 | |
| 合計 | 31 | 30 | 9 | 70 | 44.3% |

(注1) 「JOC加盟・準加盟等団体」は、NPO法人日本スポーツ芸術協会を除く。

(注2) 「JASA加盟・準加盟等団体」は、重複を避けるため、「JOC加盟・準加盟等団体」及び「都道府県体育協会」を除く。

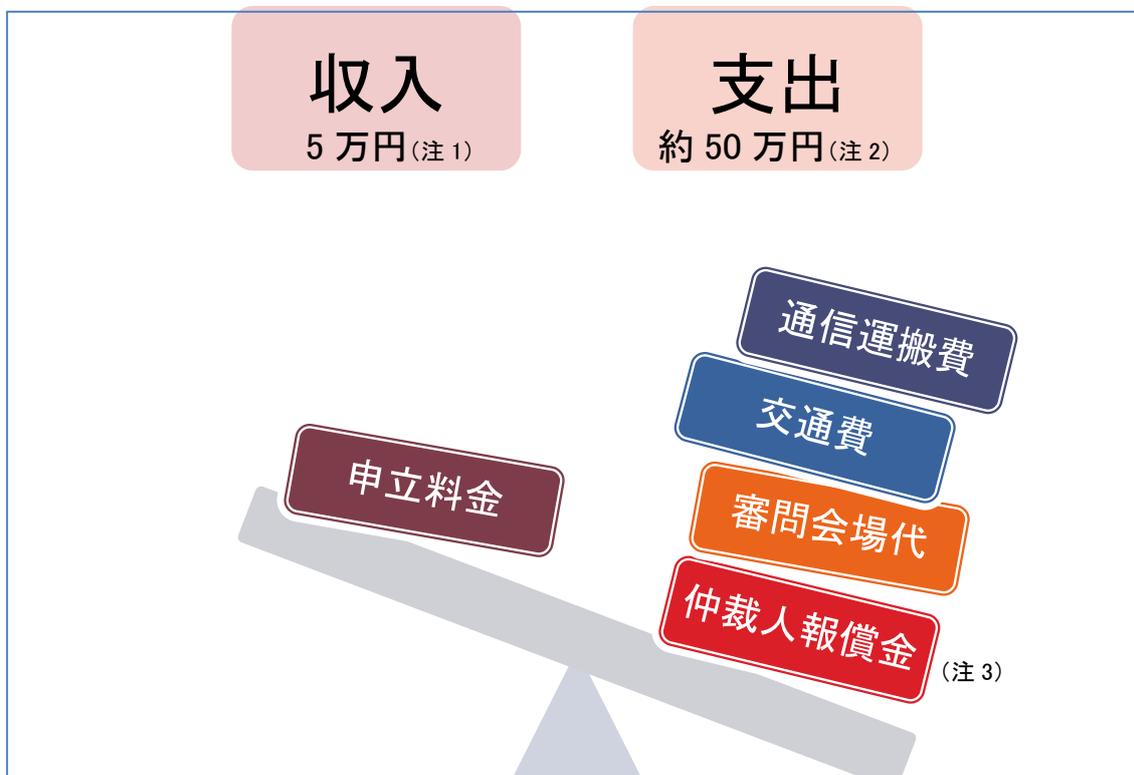
(注3) 不明に関しては直接架電し、確認を取っているか、もしくは連絡待ち。

JOC：(財)日本オリンピック委員会

JASA：(財)日本体育協会

(出所) JSAA ホームページ <http://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html>

図1 「スポーツ仲裁規則」に基づく仲裁事業の一事案あたりの収入と支出のイメージ図



(出所) JSAA 作成

- (注1) 「スポーツ仲裁料金規程」第3条に基づく、一事案あたりの申立料金。
- (注2) 2008年度の仲裁事案3件と2009年度仲裁事案1件の経費の平均額。
- (注3) 「スポーツ仲裁人報償金規程」第2条に基づき、「仲裁人報償金は、原則として1事案5万円」である。事案によって、「10万円までの範囲内で増額を決定することができる。」と定めている。

表3 「スポーツ仲裁規則」による仲裁判断

| 事件番号 JSAA-AP- | 事件名 | 申立ての概要 | 結論 | 仲裁判断言渡しの 日 | 仲裁人の数 | 申立てから言渡 しまでの期間 | 審理終結から言渡 しまでの期間 |
|------------------|------------------|---|--|---------------|--------------|-------------------|--------------------|
| 2003-001 | ウェイトリフ ティング事件 | 除籍処分の取消 | 処分取消し。申立料金の相手 方負担。 | 2003年8月4日 | 3名 | 1ヵ月と20日 | 14日 |
| 2003-002 | テコンドー事 件 | ユニバシアード大会派遣選手等選 考決定の取消等 | 請求棄却(一部は却下) | 2003年8月18日 | 1名(緊急仲 裁) | 5日 | 0日 |
| 2003-003 | 身体障害者水 泳事件 | 強化指定選手に指定しない旨の決 定の取消等 | 請求棄却 | 2004年2月16日 | 3名 | 5ヵ月と27日 | 12日 |
| 2004-001 | 馬術事件 | オリンピック大会派遣人馬決定の 取消等 | 請求棄却。しかし、申立料金 及び申立人の要した費用のう ち50万円の相手方負担。 | 2004年7月14日 | 3名 | 22日 | 6日 |
| 2004-002 | 身体障害者陸 上競技事件 | パラリンピック大会派遣選手決定 の取消等 | 請求棄却(一部は却下) | 2004年8月26日 | 3名 | 1ヵ月 | 0日 |
| 2005-001 | ローラースケ ート事件 | アジア選手権への派遣選手決定の 取消 | 申立て却下 | 2005年5月6日 | 1名(緊急仲 裁) | 10日 | 1日 |
| 2006-001 | セーリング事 件 | 訴外オブティミスト・ディンギー 協会のナショナル・チームへの内 定取消決定を取り消すよう指導勸 告せよ等 | 請求棄却(被申立人の決定の 内容確認請求については認 容) | 2006年11月7日 | 3名 | 1ヵ月と25日 | 16日 |
| 2008-001 | カヌー事件 | オリンピック・アジア地区予選会 出場選手選考決定の取り消しなど | 請求棄却(一部は却下) | 2008年5月8日 | 1名(緊急 仲裁) | 0日 | 0日 |
| 2009-001 | 軟式野球事件 | 全国軟式野球大会などに出場でき ないとした決定の取り消しなど | 決定取消し。申立料金の相手 方負担。 | 2009年7月8日 | 3名 | 1ヵ月と14日 | 18日 |

(注)「事件名」はJSAAとしての正式な事件名ではない。

(出所) JSAA ホームページ <http://www.jsaa.jp/award/index.html>

表4 「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」による仲裁判断

| 事件番号 JSAA-DP- | 事件名 | 申立ての概要 | 結論 | 仲裁判断言渡しの 日 | 仲裁人の数 | 申立てから言渡 しまでの期間 | 審理終結から言渡 しまでの期間 |
|------------------|-------|---|------|---------------|-------|-------------------|--------------------|
| 2008-001 | 自転車事件 | 日本ドーピング防止規律パネルの 2008-004 事件決定の取 消し | 請求棄却 | 2009年6月10日 | 3名 | 6ヵ月と29日 | 13日 |
| 2008-002 | 自転車事件 | 日本ドーピング防止規律パネルの 2008-004号事件決定の 一部取消しと、申立人の2年 間の資格停止の請求など | 請求却下 | 2009年1月26日 | 3名 | 1ヵ月と16日 | 3日 |

(注)「事件名」はJSAAとしての正式な事件名ではない。

(出所) JSAA ホームページ <http://www.jsaa.jp/award/index.html>

表5 「特定調停合意に基づくスポーツ調停規則」による調停事案件数

| | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | 合計 |
|-----------|--------|--------|--------|----|
| 成立(和解) | | 2 | | 2 |
| 見込みなし(不調) | 1 | | | 1 |
| 双方の離脱 | | | | |
| 一方の離脱 | | | | |
| その他 | | | | |
| 小計 | 1 | 2 | | 3 |
| 不応諾 | 1 | 1 | | 2 |
| 合計 | 2 | 3 | | 5 |

(注) 2009年の件数は、2009年11月30日まで。

(出所) JSAA ホームページ <http://www.jsaa.jp/sportsrule/medstatistic.html>